

太田市生け垣設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、市内の生け垣の設置を奨励し、都市緑化の推進と潤いのあるまちなみ景観を形成することを目的に、生け垣設置事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象基準)

第2条 補助金の対象となる生け垣の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人が新たに設置し、又は既存のブロック塀等を取り壊して設置する生け垣
- (2) 住宅用建物の敷地内で、幅員が4メートル以上の公道に面する部分の生け垣
- (3) 生け垣の延長は、5メートル以上
- (4) 生け垣に植栽する樹木の高さは、0.6メートル以上
- (5) 生け垣に植栽する樹木の本数は、1メートルに2本以上

2 補助金の対象となる生け垣の樹種は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) バラ科 カナメモチ
- (2) ツバキ科 サザンカ、ツバキ又はヒサカキ
- (3) ツツジ科 ドウダンツツジ
- (4) スイカズラ科 サンゴジュ
- (5) モチノキ科 イヌツゲ又はモチノキ
- (6) モクセイ科 ヒイラギモクセイ、キンモクセイ又はネズミモチ
- (7) ブナ科 マテバシイ、ウバメガシ又はシラカシ
- (8) ニシキギ科 マサキ
- (9) マキ科 イヌマキ又はラカンマキ
- (10) ミズキ科 アオキ
- (11) イチイ科 キャラ
- (12) ヒノキ科 カイツカイブキ

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合

は、補助の対象としない。

(1) 過去に補助を受けたもの

(2) 道路拡幅等の公共事業によりブロック塀等の取壊しについて補償を受けているもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、生け垣に植栽する樹木の購入費に相当する額の2分の1で限度額を5万円とする。ただし、既存のブロック塀等を取り壊して生け垣を設置する場合には、取壊し費用の2分の1で2万円を限度として加算する。

2 ブロック塀の取壊し費用の補助を受ける場合は、補助金認定申請の際にブロック塀を取り壊す前の写真を提出するものとする。

3 補助金算定の基礎となる樹木の単価は、補助金を受ける者から提出された見積り又は別に定める樹種別基準額のいずれか少ない額とする。

(補助金交付の条件)

第5条 この補助金の交付を受けた者は、次に掲げる条件を守らなければならない。

(1) 生け垣設置後5年間は、生け垣として活用すること。

(2) 樹木の健全な管理及び育成に努めること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の生け垣設置事業補助金(平成6年3月31日太田市制定)又は尾島町生垣設置補助金交付要綱(平成2年3月10日尾島町制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。